

高鍋町総合計画 第五次基本構想

住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」
～子どもがにぎわうまちづくり～

第3編 前期基本計画

平成22年度～平成24年度（3年間）

- 第1章 心豊かな人づくり
- 第2章 環境にやさしく快適なまちづくり
- 第3章 健康福祉のまちづくり
- 第4章 地域資源を活かした元気なまちづくり
- 第5章 町民が主役のまちづくりと
効率的で信頼される行財政運営

第3編 前期基本計画

基本構想で示した「高鍋町の将来像」及び「まちづくりの基本方針」の実現に向け、まちづくりの基本方針ごとの施策の内容、その現状と課題、体系、施策の方向、町民等と行政の役割分担を具体的に示しました。

政 策		施 策		ページ
第1章 心豊かな人づくり	1-1 歴史と伝統・文化を 活かしたまち	(1) 歴史と伝統・文化の 保護と活用	①文化財の保護と活用 ②歴史総合資料館の充実	29
		(2) 芸術文化の振興	①芸術文化活動の充実 ②図書館の充実 ③美術館の充実	30
	1-2 生きがいを持って学び、や る気を活かせるまち	(1) 生涯学習の推進	①町民ニーズに応じた学習機会の充実 ②学習の成果が活かせる機会の充実	32
		(2) 社会教育の充実	①自治公民館活動の充実 ②社会教育関係団体の育成強化	33
	1-3 次代を担う気概のある子ど もを育てるまち	(1) 学校教育の充実	①教育内容の充実 ②心豊かな児童・生徒の育成 ③健康や体力の増進 ④教育環境の整備充実	35
			①家庭教育の充実 ②青少年健全育成活動の充実	37
		(2) みんなで子育てをする 環境づくり		
	2-1 自然環境や景観を大切に するまち	(1) 自然環境の保護と活用	①自然環境の保全 ②河川環境の保全	39
		(2) 美しい景観の整備	①美しく良好な景観の創出 ②魅力的で親しみのある公園・緑地の整備 ③花とみどりのまちづくりの推進	40
		(3) 廃棄物対策の推進	①廃棄物の排出抑制 ②廃棄物の適正処理の徹底 ③廃棄物処理体制の整備 ④廃棄物処理施設の適正管理	42
		(4) 地球温暖化防止対策の 推進	①地球温暖化防止対策の推進	45
		(5) 環境保全の人づくり・ 地域づくりの推進	①環境教育の推進 ②環境基本計画策定の検討	46
	2-2 生活を支える基盤が整っ ているまち	(1) 土地資源の有効活用	①土地資源の有効活用	47
		(2) 住みよい住宅の整備	①人と自然にやさしい住環境の整備 ②町営住宅の整備	48
		(3) 上水道の整備	①上水道の整備	50
		(4) 下水道の整備	①公共下水道の整備と水洗化率の向上 ②合併処理浄化槽設置の推進	51
		(5) 道路環境の整備	①広域道路網の整備 ②町道の整備 ③沿道景観の整備	52
		(6) 公共交通の充実	①公共交通の充実	54
		(7) 墓地の整備	①墓地の整備	56
	2-3 災害に強く、生活の安全が 守られているまち	(1) 危機管理体制の整備	①危機管理体制の整備	57
		(2) 治水対策・土砂災害 防止対策の推進	①治水対策の推進 ②土砂災害防止対策の推進	58
		(3) 消防体制の充実強化	①消防体制の充実強化 ②予防行政の強化	60
		(4) 交通安全対策の推進	①交通安全施設の整備 ②交通安全教育の推進	61
		(5) 防犯体制の整備充実	①地域安全対策の推進	63
		(6) 安全な消費生活の推進	①消費者保護の強化	

政 策	施 策	ページ					
第3章 健康福祉の まちづくり	3－1 人にやさしいまち	(1) 子育て支援の充実	①保育サービスの充実 ②町民等との協働による子育て支援の充実 ③相談支援体制の強化	65			
		(2) 高齢者福祉の充実	①介護保険による福祉サービスの充実 ②介護予防の推進 ③地域支援体制の充実 ④高齢者の生きがいづくり支援	68			
		(3) 障がい者福祉の充実	①障がい者の自立と社会参加の促進 ②在宅福祉の充実 ③施設福祉の充実	70			
		(4) 地域福祉活動の推進	①地域福祉活動の推進	73			
		(5) 人権の尊重	①人権啓発の推進 ②男女共同参画の推進	74			
		3－2 健康に暮らせるまち	(1) 生涯にわたる心身の健康づくり	①国民健康保険事業運営の健全化 ②予防医療体制の整備 ③食育の推進	75		
			(2) 医療体制の整備	①医療体制の整備	77		
			(3) スポーツ、レクリエーション活動の充実	①生涯スポーツの振興 ②社会体育施設の整備と活用	78		
			第4章 地域資源を活かした 元気なまちづくり	4－1 活力ある産業が育つまち	(1) 活力ある農業の振興	①農業経営基盤の強化 ②農業生産基盤の整備 ③環境保全型農業の推進 ④地産地消の推進	80
					(2) 適切な森林整備の推進	①適切な森林整備の推進	85
	(3) 活力ある水産業の振興	①活力ある水産業の振興			86		
	(4) 商業の振興	①経営基盤の強化 ②中心商店街の活性化					
	(5) 活力ある工業の振興	①経営基盤の強化 ②地場産業の振興		88			
	(6) 農商工連携の推進	①農商工連携の推進 ②農商工連携施設の整備支援		89			
	4－2 活気があふれ、いきいきと働けるまち	(1) 企業誘致と雇用促進		①企業誘致活動の推進 ②起業家への支援	91		
4－3 観光交流のまち	(1) 観光交流の振興	①観光資源の整備 ②観光イベントの推進 ③広域観光の推進 ④スポーツランドの推進 ⑤観光PRの推進		93			
		第5章 町民が主役のまち づくりと効率的で 信頼される行財政 運営		5－1 町民との協働の推進	(1) 町民参画によるまちづくりの推進	①町民が参画できる体制づくり ②広報公聴活動の充実 ③情報の公開	96
					5－2 効率的で信頼される行財政運営	(1) 効率的で信頼される行財政運営	①機動的で政策対応力の高い組織体制の整備 ②持続可能な財政基盤の構築 ③職員の意識改革と人材育成
			5－3 広域行政の推進			(1) 広域行政の推進	①広域行政の推進

第1章 心豊かな人づくり

1-1 歴史と伝統・文化を活かしたまち

(1) 歴史と伝統・文化の保護と活用

【現状と課題】

本町は「歴史と文教の町」としての伝統があり、学問の内容を高める前に人間としての教育を重視した明倫堂の精神、石井十次の人間愛など、多くの先賢により築き上げられてきた本町特有の精神文化があります。また、高鍋城址の石垣や水を湛える城堀、武家屋敷通りなどの風情、国指定史跡の持田古墳群をはじめ、高鍋古墳、石井十次生家、黒水家住宅、高鍋神楽、嶋野棒踊りなど、数多くの歴史・文化・民俗資源があります。

本町では、これらの歴史・文化・民俗資源を守るため、文化財保存調査委員会を中心に、文化財愛護意識の高揚に努めるとともに、石井十次顕彰会、高鍋史友会、高鍋神楽保存会、嶋野棒踊保存会、古墳を守る会など民間団体においても、文化財保護のための自主活動が行われています。

昭和61年に開館した歴史総合資料館は、郷土の先人達が残してくれた貴重な歴史資料や民俗資料を数多く展示し、町民等が本町の歴史・伝統・文化に触れ、学べる場として整備・充実を図っています。今後とも貴重な資料を後世に継承するとともに、歴史資料などの収集・保存や文化遺産の保護思想の普及に努める必要があります。さらに、近年の入館者数は年々減少傾向にあることから、施設の改善やソフト面の充実を図るなど、魅力ある歴史総合資料館の活動が求められています。

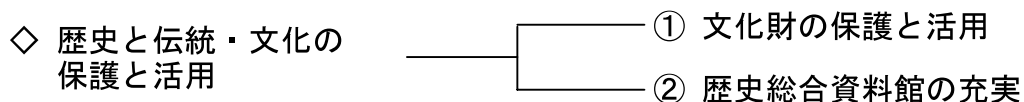
今後は、これらの地域資源の保護と活用との両立を図りながら、歴史と伝統の気風を活かしたまちづくりを推進していく必要があります。

○指定文化財

区分	種別	名称及び物件	所在地	指定年月日
国指定	史 跡	持田古墳群 85基	鬼ヶ久保、坂本ほか	昭和36年2月25日
	天然記念物	高鍋のクス	黒谷	昭和26年6月9日
県指定	史 跡	高鍋古墳群 17基	高鍋町全域	昭和12年7月2日
		石井十次生家	馬場原	昭和47年9月26日
	天然記念物	アカウミガメ及びその産卵地	堀の内～永谷海岸	昭和55年6月24日
	無形民俗文化財	高鍋神楽	八坂神社、愛宕神社	昭和44年4月1日
町指定	有形文化財	明倫堂額など額・碑10件	歴史総合資料館	昭和52年3月26日
		本藩実録など古文書42件	町立図書館など	昭和52年3月26日
		黒水家住宅	黒谷	平成2年3月13日
	史跡・記念物	秋月墓地	黒谷	昭和47年4月25日
		土持墓地	大平寺	昭和47年4月25日
		秋月左都夫墓地	黒谷	平成18年12月14日
		高鍋城跡	旧城内	昭和52年3月26日
		琴弾きの松碑	蚊口浦茱萸原	昭和52年3月26日
	無形民俗文化財	嶋野棒踊り	嶋野	昭和52年3月26日

資料：社会教育課調(平成21年4月1日現在)

【施策の体系】



【施策の方向】

① 文化財の保護と活用

本町の文化財を町民共有の貴重な財産として保護し、健全な姿で後世へ継承するとともに、それらの文化遺産を町民生活に密着した親しまれる存在として、文化財保護との両立を図りながら、学校教育、社会教育をはじめとする生涯学習の場や地域づくりに有効に活用できるよう、文化財情報等の提供に努めます。

また、高鍋神楽・鳴野棒踊りなどの伝承芸能、地域に根付いた祭りなどの伝統文化の保存・継承と振興を図るため、各団体と連携を密にしながら、発表・披露の機会提供やPR推進に努めるとともに、後継者の育成を支援します。

② 歴史総合資料館の充実

郷土の先人達が残してくれた優れた遺産、民俗資料などの収集・保存・活用を図るとともに、文化遺産の保護思想の普及やふるさと教育の充実を図ります。

また、施設改善やソフト面の充実を図り、魅力ある資料館づくりに努めます。

【役割分担】

行政の役割	○文化財や伝統文化の保護・継承と活用を図ります。 ○歴史総合資料館の有効活用を図ります。
町民や事業者等の役割	○高鍋町の歴史・文化に関心をもち、積極的に学びます。 ○地域の文化行事や祭り、伝統芸能等を地域で守ります。 ○施設等を大切に利用します。

(2) 芸術文化の振興

【現状と課題】

生活水準の向上とともに余暇の拡大や個人の自立が進む中で、心の豊かさを求める傾向があり、芸術文化活動に対する関心も高まっています。

本町の文化活動は、高鍋町文化協会を中心に、同好者のグループや団体により活発に行われています。

文化施設は、中央公民館・図書館・美術館などがあり、芸術文化活動や生涯学習の場としてその振興に寄与しています。

中央公民館は、町民の自主的な学習や文化活動を支援する社会教育施設として、絵画・書道・写真・日本舞踊などの専科教室や各種講座が活発に行われています。また、総合文化祭や専科教室作品展示会、芸能発表会などでその成果を発表しています。

町立図書館は歴史が古く、本町の民選三代・四代町長で、名誉町民（第3号）でもある（故）柿原政一郎氏が私費を投じ、旧藩学の遺業である明倫堂文庫を近代的図書館に改修整備し、これを高鍋町に寄贈いただき、昭和30年に開館しました。現在の町立図書館は、本館老朽化により昭和52年に改築し、昭和53年4月に開館したものです。

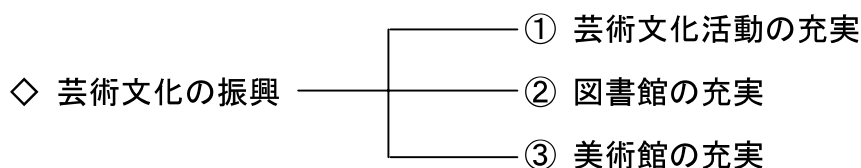
町立図書館敷地内にある明倫堂書庫には、明倫堂開設以来の古書・古文書を大切に保存し、現在まで古文書等の修復及び解説・判読を継続して実施しています。

図書館では閲覧図書等の充実を図るとともに、ボランティアによる読み聞かせや子ども写真会の開催、夏休みの読書感想画描き方教室などの事業を実施し、施設の有効活用を図っているところですが、建設されてから30年以上経過していることから、施設・設備の拡充が求められています。

芸術文化の発信基地として平成11年11月3日文化の日に開館した高鍋町美術館では、優れた美術品を鑑賞する機会、創作・発表や学習の場の提供など、広く町民に開かれた芸術活動の拠点としての活用を図っています。しかしながら、美術館運営は厳しい状況が続いており、企画展、特別展をはじめとする各種展覧会の開催による集客を図るとともに、経費削減に努めているところです。

今後とも、町民主体の芸術文化活動の支援とともに拠点施設の整備を進め、さらに多様で豊かな文化の創造・発展に努める必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 芸術文化活動の充実

高鍋町文化協会などの文化団体を支援するとともに、これらの団体と連携しながら、広く町民のニーズに対応した教室・講座等を開設し、多種多様な学習機会の提供を図ります。また、町民等に芸術文化鑑賞の場や発表の場をより多く提供するため、広報等による文化事業の周知を図るとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

② 図書館の充実

郷土資料の収集・整備を重視しながら、町民のニーズに即した新しい図書・資料の充実とともに、生涯学習や地域づくり、情報提供サービス、視聴覚サービスなど、町民に開かれた図書館サービスの充実に努めます。

また、図書システムの導入や図書閲覧スペースの改善など、町民が利用しやすい環境づくりに努めます。

図書館が主催する企画等へのボランティアの導入を積極的に進めるため、読み聞かせ等ボランティアの育成・支援を図ります。

③ 美術館の充実

地域の芸術文化の発信基地として、今後とも郷土芸術作家や子どもたちの作品展示を積極的に行うとともに、集客力のある企画展・特別展の充実を図ります。

また、利用者のトータル的なニーズに即した多目的利用を図り、町民の憩いとふれあいの場としての美術館活動を推進します。

【役割分担】

行政の役割	○優れた芸術などの様々な文化鑑賞や創作する機会を提供します。 ○町民ニーズに対応した図書館・美術館の整備充実と、その有効活用を図ります。 ○町民の主体的な文化活動を支援します。 ○企画等へのNPO法人やボランティアの導入及び育成を図ります。
町民や事業者等の役割	○高鍋町の歴史・文化に関心をもち、積極的に学びます。 ○様々な芸術や文化に触れ、豊かな人間性を育みます。 ○多様な文化活動を主体的に行います。 ○積極的にたくさん本を読みます。 ○施設等を大切に利用します。

1-2 生きがいを持って学び、やる気を活かせるまち

(1) 生涯学習の推進

【現状と課題】

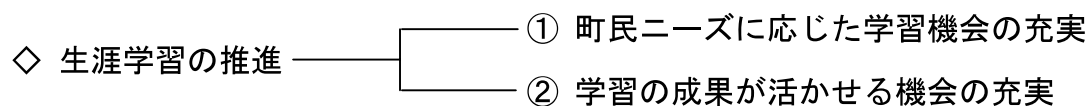
これからの変化の激しい社会において、真に生きがいのある人生を送るためには、町民一人ひとりが自らの意思に基づき、生涯にわたって自己に適した手段や方法を用いて行う生涯学習の体制づくりが求められています。

本町においては、「生涯学習推進会議」が中心となり、町民の生涯学習を支援するため、子どもから高齢者までの生涯各時期に応じた学習機会の充実を図るとともに、生涯学習に関する情報の提供や指導者の発掘、養成等に努めてきました。

また、生涯学習の拠点施設である中央公民館においては、趣味や実生活に即した技術や知識習得のための各種講座・教室を開催するとともに、講演会や芸術鑑賞、専科教室生の成果発表会の開催など、芸術文化の振興、生涯学習の推進に努めてきました。

今後とも、子どもから高齢者まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を活かすことのできる社会の実現を目指す必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 町民ニーズに応じた学習機会の充実

多様化・高度化する町民の学習ニーズに対応した生涯学習を総合的に推進するため、関係機関・団体等との一層の連携・協力のもとに、「生涯学習推進会議」を中心とした推進体制の確立を目指します。

中央公民館等を拠点とした各種教室・講座の充実とともに、町民に身近な自治公民館等における主体的な生涯学習活動を支援するため、町職員による出前講座の充実や、多様な能力を持つ地域人材（講師）を登録した人材バンクの整備を推進し、町民ニーズに対応した学習機会と情報提供体制の拡充を図ります。

② 学習の成果が活かせる機会の充実

町民の生きがいがいづくりや地域の活性化を進めるため、町民の主体的な生涯学習活動を支援します。さらに、生涯学習の成果を発表する場の確保や、習得した知識や技能が学校や地域で活かされるなど、町民の「やる気」が活かされるまちづくりを推進します。

【役割分担】

行政の役割	○生涯学習の啓発や各種情報の提供、生涯学習指導者の育成・確保など、総合的な生涯学習推進体制の充実に努めます。 ○情報化社会に対応した生涯学習環境の整備に努めます。 ○学習成果を発表・活用する機会の提供に努めます。
町民や事業者等の役割	○様々な学習機会に積極的に参加します。 ○学習成果をまちづくりやボランティア活動に活かして、地域に還元します。

（２）社会教育の充実

【現状と課題】

地方分権の進展や自治体を取り巻く社会情勢の変化により、町民と行政の信頼関係に基づく町民が主体となった社会の構築が求められています。

このような中、日常の暮らしや地域社会づくりを支え、地域活動や学習活動への意欲を喚起するものとして、社会教育の果たす役割はますます重要となっています。

本町においては、自治公民館連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、ボーイ・ガールスカウト、地域婦人連絡協議会、PTA連絡協議会、青年団連絡協議会、文化協会などの社会教育関係団体があり、青少年の健全育成、交通安全、環境保全、文化活動等の様々な活動が展開されています。

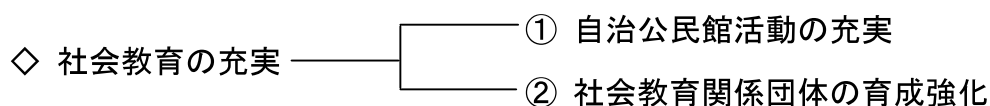
特に、自治公民館は地域コミュニティの基礎として大きな役割を果たしており、それぞれの自治公民館において地域に根ざした各種活動が推進されています。

また近年は、蚊口地区学習等供用施設・黒水家住宅・公園等の公共施設の管理・運営について、自治公民館や自治公民館連絡協議会がその担い手となってきています。

これらの活動は、地域に住む人たちがふれあい、助け合い、そして地域の問題を自主的に解決し、快適な地域環境の創造を図る基礎となるものです。

今後とも、引き続き活発な活動が行われるよう支援するとともに、地域のリーダーや後継者の育成を図る必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 自治公民館活動の充実

まちづくりの主役は町民です。多くの町民が地域のために活動しながら、豊かな地域社会がつくられていくことが理想です。

今後は「協働のまちづくり」を基本に、地域に住む人たちがふれあい、助け合い、そして地域の抱える様々な課題について、地域で解決できるものは地域で解決していくことができる自治公民館づくりを目指します。

そのため、地域コミュニティの基礎である自治公民館の活動を積極的に支援するとともに、学習機会の提供の充実や地域活動の拠点となる自治公民館等の施設の整備促進を図ります。また、地域リーダーや後継者の育成を図るとともに、自治公民館加入の促進を支援します。

② 社会教育関係団体の育成強化

地域活動やまちづくりへ参画する姿勢を育てるため、青少年・女性・成人・高齢者各層のニーズに応じた学習機会の拡充と実践に努めます。

特に、豊富な知識や経験を有する団塊世代や高齢者の方々が福祉・教育・環境保全などの様々な分野で地域の担い手として活躍できるよう、その体制整備を図ります。

また、社会教育関係団体の自立した運営を支援するとともに、リーダーや後継者の育成に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○自治公民館活動を支援します。 ○社会教育関係団体の育成・支援に努めます。
町民や事業者等の役割	○公民館活動等の地域活動に参加します。 ○社会教育関係団体の自立した運営に努めるとともに、団体間の連携を深めます。

1-3 次代を担う気概のある子どもを育てるまち

(1) 学校教育の充実

【現状と課題】

今日、受験戦争の過熱化、いじめや不登校問題、学校外での社会体験の不足など、豊かな人間性を育むべき時期の教育に様々な課題が生じています。

また、国際化、情報化、少子化、環境問題への関心の高まりなどに対応した新しい教育のあり方が問われています。

このような状況の中、国においては、制定から60年を経た平成18年12月に改正教育基本法を施行し、新しい時代における教育理念のもと、関係法令の改正や学習指導要領の改訂を行いました。

本町においては、教育基本法の理念と高鍋町町民憲章の精神を基調として、次代を担う町民として、心身ともに健康で調和のとれた児童・生徒を育成するため、あらゆる教育の場を通じ、文教の町高鍋の伝統と石井十次の人間愛の精神など、本町の恵まれた資源を生かした教育の推進に努めてきました。

今後さらに、社会の変化に主体的に対応できる心豊かな人間性を目指した教育を推進するため、教育内容や生徒指導の充実、教職員の資質向上、家庭・学校・地域の連携強化などを図っていく必要があります。

各小中学校の校舎は老朽化が進んでおり、その多くが新耐震設計基準設定以前に建築されたものであるため、これまで段階的に耐震診断調査を実施し、平成20年度で調査を完了しました。今後は、調査に基づく耐震補強工事や雨漏りの補修等とともに、備品や教育機器等の充実を図るなど、安全で快適な教育環境の整備を計画的に進めていく必要があります。

児童・生徒の心身の健康保持・増進並びに安全確保を図るため、定期健康診断をはじめ諸検査を実施し、疾病の予防、早期発見・早期治療の指導に努めるとともに、安全でおいしい学校給食の提供はもちろんのこと、より有意義な給食とするため、心身の発達や健康に様々な影響を与える「食」に関する指導も積極的に取り入れています。

○小学校児童数

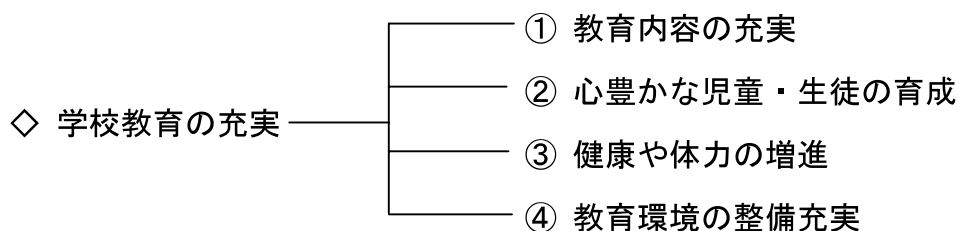
年	東小学校				西小学校			
	学級数	児童数(人)			学級数	児童数(人)		
		計	男	女		計	男	女
平成16年	26	748	378	370	20	535	280	255
平成17年	26	737	381	356	20	538	277	261
平成18年	27	739	374	365	20	538	278	260
平成19年	27	737	373	364	19	549	274	275
平成20年	27	745	370	375	21	538	278	260
平成21年	25	731	374	357	20	511	266	245

○中学校生徒数

年	東中学校				西中学校			
	学級数	生徒数(人)			学級数	生徒数(人)		
		計	男	女		計	男	女
平成16年	10	307	149	158	11	349	177	172
平成17年	10	310	144	166	10	317	158	159
平成18年	11	330	163	167	10	298	142	156
平成19年	9	325	159	166	9	300	152	148
平成20年	11	301	162	139	10	298	148	150
平成21年	10	313	157	156	11	303	157	146

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

【施策の体系】



【施策の方向】

① 教育内容の充実

新学習指導要領を踏まえた知識・技能の修得と、思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立するため、新しい時代に即応した教育課程を編成し、学習指導方法の改善充実に努めます。

また、発達障害を含む障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の編成・実施や、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を図るなど、特別支援教育の体制整備を推進します。

② 心豊かな児童・生徒の育成

子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神などを育むため、明るいあいさつや時間励行など基本的な生活習慣態度の育成を図ります。

また、本町が有する明倫の伝統や各学校の伝統、石井十次の人間愛などの学習を通して、ふるさと「たかなべ」を愛し、自分に自信と誇りを持つとともに思いやりの心を育む教育を推進します。

また、いじめ・不登校や非行など、児童・生徒の問題行動に対し適切な対応と指導を行えるよう、教職員の資質向上と校内指導体制・相談体制の整備・充実に努めます。

③ 健康や体力の増進

健康診断や諸検査の充実に努めるとともに、家庭・学校・保健医療機関等との連携を深め、児童・生徒の心身の健康管理の徹底に努めます。

毎日の給食については、子どもたちの望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、地域の特性を生かした献立の工夫や食に関する指導を取り入れるなど、学校・家庭・地域の連携による食育を推進します。

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が問題となっていることから、新学習指導要領における小・中学校の保健体育の授業時数の増加を踏まえ、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲の育成を図ります。

また、学校体育及び運動部活動の充実及び指導者の確保に努めます。

④ 教育環境の整備充実

小・中学校の施設は、児童・生徒が安心して学び生活する場であるとともに、災害時には避難場所としての役割も果たしています。

子どもたちの安全・安心を確保し、質の高い教育環境を整備するため、校舎の耐震補強工事及び補修等とともに、学校現場に十分な教材・機材が行き渡るよう、年次計画に基づき整備していきます。

また、学校施設を活かし、放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくりを推進します。

【役割分担】

行政の役割	○心身ともに調和のとれた子どもを育成するため、心の教育や学力の向上、体育・健康教育の充実を図ります。 ○たかなべを誇りに思う子どもを育てるため、ふるさと教育を推進します。 ○障がいのある児童・生徒の自立や社会参加を目指して、特別支援教育の充実を図ります。 ○子どもたちが安全で快適に学習できるよう、学校施設・設備等の整備に努めます。 ○地元の安全な農畜産物を使って、栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供に努めます。 ○安全で衛生的な学校給食施設・設備の整備充実を図ります。
町民や事業者等の役割	○家庭における子育ての役割を地域みんなで担いながら、学校・家庭・地域が一体となった教育に取り組んでいきます。 ○地域の方々の豊富な社会経験を、総合的な学習の時間等に活かします。 ○学校施設や設備は大切に使います。 ○地域ぐるみで学校の美化や緑化に協力します。 ○子どもたちは食べ物の好き嫌いをなくします。 ○農家や事業者は、安全で新鮮な食材の生産・提供に努めます。

(2) みんなで子育てをする環境づくり

【現状と課題】

青少年は、生活の場である家庭・学校・地域の中での様々な体験を通して、生きていくための資質や能力を身につけていきます。

近年、テレビゲームやパソコンなどで過ごすことが多くなり、異年齢の交流や地域・社会活動に参加することが少なくなっています。

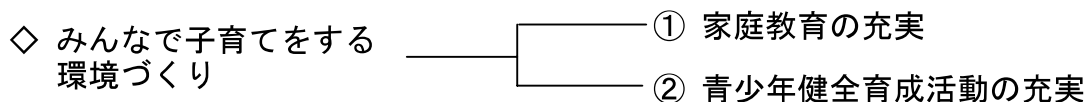
家庭や地域の教育力の低下が指摘される一方で、地域の人々が積極的に学校活動やボランティア活動に取り組もうとする動きもあります。

子どもの人格形成において、重要な場である家庭や地域の教育力を高め、基本的なしつけ、子どもの自立心、リーダーシップや協調性、公共性などを養っていく必要があります。

本町では、PTA、子ども会、ボーイ・ガールスカウト、ジュニアリーダークラブ、スポーツ少年団等各組織の活動や、町青少年問題協議会や青少年育成町民会議など、家庭・学校・地域・行政の各種団体の連携により、健全な家庭づくり運動、青少年の社会参画と国際意識高揚活動、青少年非行防止のための社会環境浄化活動などを行い、青少年健全育成に努めています。

今後とも、家庭・学校・地域の連携・協力体制をさらに強化し、地域ぐるみで子どもたちを育むための取り組みを推進していく必要があります。

【施策の体系】



【施策の方向】

① 家庭教育の充実

教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭がおかれている状況やニーズを踏まえ、子育てに関する学習機会の提供や情報の提供、相談体制の整備を図るとともに、幼稚園・保育園、小・中学校等が有する人的・物的資源を活用した施設の開放、家庭教育学級、保護者同士の交流など、子育ての支援を図ります。

また、子どもの健全育成のため、「家庭の日」や「少年の日」の推進など、家族ぐるみの共感活動の啓発に努めます。

② 青少年健全育成活動の充実

地域ぐるみでの青少年育成活動を推進するため、青少年育成町民会議を中心に、子ども会育成連絡協議会、ボーイ・ガールスカウト、PTA連絡協議会、スポーツ少年団本部など、各青少年育成団体組織の充実強化を図るとともに、関係団体指導者の確保と育成に努めます。

また、放課後・週末等における子どもたちの体験・交流活動、学習活動の場や情報の提供を図り、子どもたちの安全・安心な活動拠点の確保に努めます。

【役割分担】

行政の役割	○家庭教育学級の開設により、家庭の教育力向上を図ります。 ○青少年健全育成を図るため、地域ぐるみでの青少年育成活動の促進や青少年交流を推進します。
町民や事業者等の役割	○家庭における子育ての役割を地域みんなで担いながら、学校・家庭・地域が一体となった教育に取り組んでいきます。 ○青少年健全育成活動に積極的に参加します。